

浸水被害等で住宅が被災された方へ

次の手順で対応しましょう

詳細は2次元コードから▶



はじめに



土砂

① 被害状況の写真撮影 片付けや清掃の前に必ず撮影しましょう

自宅外観、浸水箇所、家財被害等を撮影

自宅外観、浸水箇所、家財被害等を撮影してください

必要に応じて、保険会社等にも被害状況を連絡してください。

撤去前に、土砂の高さが分かる写真を撮影

土砂は、ごみと分けて置き、集積所には出さないでください。

撤去費用の補助、り災証明書の調査、保険の請求に役立ちます。



り災証明書の
発行手続き

② り災証明書・り災届出証明書

メールや郵送による申請は随時受け付けています。

「り災証明書」は、災害による住家の被害の程度を市長が証明する書類です。被災者生活再建支援金、住宅の応急修理、災害義援金の受け取り、税金等の減免、各種融資など、住まいや生活への公的支援を受ける際に必要となります。

お問い合わせ

課税課 税制係 0476-33-4443

印旛支所 市民サービス課 0476-98-1111

本埜支所 市民サービス課 0476-97-1111



片付け・清掃
消毒
ごみの処分

③ 片付け・清掃・消毒・ごみの処分

浸水した家屋等の衛生対策

浸水被害を受けた方へ消毒液の配布および噴霧器、送風機(要電源)を貸出します(消毒の手順は市ホームページに掲載しています)。

お問い合わせ

環境保全課 指導係 0476-33-4495

災害ごみを処分する

床上・床下浸水などで出た家庭の災害ごみは、市が戸別に収集します。クリーン推進課へ電話または、ちば電子申請サービスで申し込み、氏名・住所・電話番号・ごみの種類をお伝えください。日程を調整のうえ伺います。分別(可燃・不燃・粗大・家電)に、ご協力ください。

お問い合わせ

クリーン推進課 0476-33-4504

浸水被害等で住宅が被災された方へ

利用できる支援をご確認ください

詳細は2次元コードから▶



土砂

土砂崩れへの対応

土砂崩れにより被害を受けた方へ

土砂崩れによる被害への支援について、現在準備を進めています。詳細が決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。

お問い合わせ 道路建設課 0476-33-4686



住宅対応

住宅の応急修理

被災した住宅に住み続けたい方へ

屋根・外壁・床・窓・給排水設備など、日常生活に必要な部分の応急修理を実施します。申請には被害箇所・修理箇所が分かる修理前の写真が必要です。支援限度額は、半壊以上等が75万7千円以内、準半壊等が36万7千円以内です。工事契約前にご相談ください。

住宅に住み続けることが難しい方へ

住宅の被害により居住できない方を対象に、千葉県が民間賃貸住宅を借り上げ、応急的な住まいとして提供します。入居期間は最長2年間です。光熱水費や駐車場代などは入居者負担となります。

お問い合わせ 開発建築課 住宅係 0476-33-4657



見舞金等

災害見舞金・弔慰金等

振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください

災害見舞金

住家被害等に対して支給します。

損壊(全壊) 5万円／損壊(半壊) 3万円／
損壊(床上浸水) 2万円／死亡 5万円
申請書類: 申請書、口座確認書類

災害弔慰金

災害で死亡した方の遺族に支給します。

生計維持者 500万円／その他 250万円

災害障害見舞金

重い障害が残った方に支給します。

生計維持者 250万円／その他 125万円

お問い合わせ 社会福祉課 厚生係 0476-33-4513

令和8年台風25号に伴う災害で

**お困りごとは
ありませんか?**

ボランティアを派遣します

ボランティアを
頼みたいけれど
どうしたらいいの?

家の中に
泥水が入ってしまい...



ご相談・お問い合わせ

社会福祉法人 印西市社会福祉協議会

0476-42-0336

(携帯電話: 080-7030-3227)

受付時間: 9:00~16:00 住所: 印西市木下南2-10-6

浸水被害等で住宅が被災された方へ

税・保険料・利用料などの減免

詳細は2次元コードから▶



お問い合わせ

国民健康保険税の減免

納付が困難となった場合、保険税の減免を受けられる場合があります。

国保年金課 保険税係

0476-33-4462

国民健康保険の一部負担金

医療機関等の窓口で医療費を支払うのが困難な場合、免除・減額・徴収猶予の対象となる場合があります。

国保年金課 給付係

0476-33-4464

国民年金保険料の免除

国民年金保険料の免除を受けられる場合があります。

国保年金課

高齢者医療年金係

0476-33-4470

後期高齢者医療保険料・一部負担金の減免

後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免を受けられる場合があります。

介護保険利用者負担の減免

介護保険サービスの利用者負担額の減免を受けられる場合があります。

高齢者福祉課

介護認定給付係

0476-33-4624

介護保険料の減免

納付が困難となった場合、保険料の全部または一部を免除される場合があります。

旅券発給手数料の免除

パスポートの発給手数料が申請により免除される場合があります。

市民課 旅券交付係

0476-33-3302